## 〇総務省令第五号

行 U 登 令 雷 録 波 平 法 検 査 成 施 十三 等 行 事 令 業 年  $\mathcal{O}$ 者 政 等 令 部 第 を 規 改 則 百 正  $\mathcal{O}$ す 兀 Ś 部 + を 政 五. 改 号) 令 正 平 す  $\mathcal{O}$ る 成 規 省  $\equiv$ 定 令 + に を 基 年 次 政 づ 令  $\mathcal{O}$ き ょ 及 第二十 う び に 同 定 八 令 め 号) を る 実 0) 施 す 施 る 行 た に 伴  $\Diamond$ **!** 電 波 並 法 び 施 12 行 電 規 波 法 則 及 施

平成三十年二月二日

総務大臣 野田 聖子

電 波 法 施 行 規 則 及 び 登 録 検 査 等事 業者等 規 則 0) 部 を 改 正 す Ś 省 令

(電波法施行規則の一部改正)

第 条 電 波 法 施 行 規 則 昭 和 + 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 兀 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次 0) ょ う に 改 正 す

る。

応 対 対 7 次 す 応 象 掲 対 次 る す げ 応 規  $\mathcal{O}$ 定 表 ŧ る る す そ る ŧ を に  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ 改  $\mathcal{O}$ 改 ょ 掲 り、 を 正 標 正 げ 掲 後 記 後 7 げ 欄 改 欄 部 7 1 分 正 12 に な に 二 掲 前 掲 1 げ 1 な げ 欄 ŧ に 1 る 重 る ŧ 規 掲  $\mathcal{O}$ 傍 対 げ 線 定 は  $\mathcal{O}$ 象 る は 規 を  $\mathcal{O}$ 定 規 付 傍 れ と 線 定 L を れ た を L  $\mathcal{O}$ 加 を 7 付 傍 規 え 定 線 削 移 る。 り、 た 動 〒 以 部 改 線 下 分 正 改 を  $\mathcal{O}$ 後 含 ょ 正 対 欄 う む 前 象 に 欄 に 規 掲 改 定 以 に 下 げ 掲  $\Diamond$ る と 同 げ じ 対 る 改 1 う。 象 対 IF. 規 象 前 定 規 を 欄 で 定 付 は 及 改 で び L 改 た 正 改 改 前 部 TE. 正 正 欄 後 分 前 後 を 欄 に 欄 欄  $\sum_{}$ に に に ک れ 掲 対 れ げ に に 応 れ に る 順 対 L

第五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局について 2 第五十一条の九の八 法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域 [2 略] 法第百三条の二第二項の規定を適用する。 は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び は、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又 とする。 五 愛媛県今治市及び新居浜市の区域 三 広島県竹原市の区域 二 山梨県富士吉田市の区域 第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域)とする。 [削る] 五 [削る] [削る] [削る] [削る] [削る] 削る [削る] [削る] [削る] □ ≤ = 
■ 前項各号に掲げる区域は、平成二十九年十月一日における行政区画によつて表示されたもの|2 削る (広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等) (電波の利用の程度が第四地域と同等である区域) れている場合にあつては、当該区域 る。)であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とす 信局長の管轄区域(当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与さ るもの 当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通 山口県下関市、柳井市及び熊毛郡田布施町の区域 包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限 略 改 正 後 (当該区域に |第五十一条の九の八||法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域 第五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局について [2] 同上] は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び 七 は、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、 五. 法第百三条の二第二項の規定を適用する。 とする。 第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域)とする。 前項各号に掲げる区域は、 [一~三 同上] 五 同上] (広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等) (電波の利用の程度が第四地域と同等である区域 付与されている場合にあつては、当該区域) 総合通信局長の管轄区域(当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が るもの る。)であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とす 包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限 広島県竹原市の区域 和歌山県和歌山市及び東牟婁郡那智勝浦町の区域 京都府京都市右京区及び亀岡市の区域 福島県福島市の区域 青森県青森市及び十和田市の区域 山形県山形市の区域 滋賀県大津市の区域 静岡県富士宮市、御殿場市及び駿東郡小山町の区域 山梨県富士吉田市及び南都留郡西桂町の区域 山口県下関市、柳井市及び熊毛郡田布施町の区域 熊本県阿蘇市の区域 高知県宿毛市の区域 愛媛県松山市、今治市 香川県丸亀市、坂出市、 徳島県阿南市の区域 宮崎県日南市の区域 当該特定無線局の送信の制御を行う主たる無線局の無線設備の設置場所を管轄する 平成二十三年十月一日における行政区画によつて表示されたもの 三豊市、香川郡直島町の区域 新居浜市及び西条市の区域 改 正 前 (当該区域に 設置場所又

第五十一条の十一の九 電波法施行令第十三条第二号の総務省令で定める基準は、公租公課又は 第五十一条の十の二の六~第五十一条の十の二の九 第五十一条の十の二の五 別表第十一号の二(第51条の10の2の4、第51条の10の2の8関係)(総合通信局長がこの様式 別表第十一号の二(第51条の10の2の3、第51条の10の2の7関係)(総合通信局長がこの様式 第五十一条の十の二の四 第五十一条の十の二の三 第五十一条の十の二 第五十一条の十の二の1 備考 る料金をいう。)の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これに準ずる者で 幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。 あることとする。 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係 周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合において 該移動する無線局は広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とするものに該当しないも 定めるもの及び当該移動する無線局に係る指定周波数が広域専用電波に該当しないときは、当 のとして、法第百三条の二第五項及び第六項の規定を適用する 当該移動しない無線局に係る指定周波数のうち当該移動する無線局が使用する電波の周波数を (納付受託者の指定の基準) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の 2 (同等特定無線局区分の周波数の幅) (広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局) 帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅 局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数 る移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等特定無線 周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局(当該無線局の免許人が通信の相手方とす よる無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定 第五十一条の十の二の三第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式に [注1・2 略] 表中の [4~9 器] 定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載するこ 第51条の10の2の3の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規 に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 [略] 略 略 |第五十一条の十一の九||電波法施行令第十四条第二号の総務省令で定める基準は、公租公課又は 第五十一条の十の二の五~第五十一条の十の二の八 第五十一条の十の二の四 第五十一条の十の二の三 第五十一条の十の二 第五十一条の十の二の二 [新設] 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係 る料金をいう。)の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これに準ずる者で 幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。 あることとする。 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の 三 同上 [様式同左] (納付受託者の指定の基準) (同等特定無線局区分の周波数の幅) 帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅 局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数 る移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等特定無線 周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局(当該無線局の免許人が通信の相手方とす よる無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定 第五十一条の十の二の二第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式に [注1·2 同左] 定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載するこ 第51条の10の2の2の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規 同左] に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) 同上 同上 同上 同上

## (登録検査等事業者等規則の一部改正)

第二 条 登 録 検 査 等 事 業 者 等 規 則 亚 成 九 年 郵 政 省 令第七十六 号) の 一 部 を 次 0 ように 改 正 する。

規定の傍線を付した部分のように改める。

次

 $\mathcal{O}$ 

表

に

ょ

ゥ 、 、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を付

した部

分をこれ

に順

次

対

応す

る改正

後欄

に掲

げる

	備考 表中の [ ]の記載は注記である
[二~十一 同上]	[二~十一 略]
第二百四十五号)第十三条各号に掲げる無線局	第二百四十五号)第十二条各号に掲げる無線局
<ul><li>目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令(平成十三年政令</li></ul>	目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令(平成十三年政令
一 法第百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを	一 法第百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを
線局とする。	線局とする。
第十五条   法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無	第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無 第十五条
(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局)	(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局)
改正前	改 正 後

三十年二月二日)から施行する。 この省令は、電波法施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第二十八号)の施行の日

( 平 成